

商品概要説明書

ジャックス保証付ＪＡマイカーローン

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

商品名	ジャックス保証付ＪＡマイカーローン
ご利用いただける方	○ 申込時年齢が満 18 歳以上 74 歳以下の方（完済時年齢が 79 歳以下）。 ○ 安定した収入のある方（ただし、農業者を除く自営業者は営業年数 3 年以上で年所得 400 万円以上）。 ○ 住所または勤務地が地区内にある方。 ○ 借換申込の場合、利用中のマイカーローンに返済遅延のない方。 ○ 融資金を販売業者へ振り込みできる方。 ○ 保証会社の保証がつけられる方。 ○ 信用状況に不安がない方。 ○ 新卒者の場合は、就職先の内定が確定している方。 新卒者：3 月に高校、専門学校、短大、大学、大学院を卒業予定で同年 4 月に就職できる方。
資金使途	○ ご本人またはご家族が必要とされる次のご資金が対象です。ただし、営業自動車資金や借入金返済・投機等不健全な資金は除きます。 ○ 新車・中古車のマイカー（二輪車・三輪車（トライク等）・除雪機・スノーモービル・水上バイク・マリッジット・レジャーボート・キャンピングカー・軽トラック（三方開き、ダンプタイプを含む）・電動三輪車（セニアカー等）購入資金およびそれらに付帯する附属品・諸費用（自動車保険、税金、オプション等）。 ○ 各種運転免許取得費用。 ○ 車検整備・修理費用。 ○ 自動車用品購入資金（単品購入も可とする）。 ○ 自宅に併設する車庫・カーポートの建設費用・ＰＨＶ設備費用等。 ○ 他金融機関・クレジット会社等のマイカーローン借換および残価設定型ローンの残価部分の借換資金。
借入金額	○ 10 万円以上 1,000 万円以内、1 万円単位とし、所要金額の範囲内とします。
借入期間	○ 6 か月以上 15 年以内とします。 ○ 借換申込の場合には、既に返済済み期間にかかわらず 15 年以内とします。 ○ 元金据置払を利用する場合は、据置期間を含めて 15 年以内とします。（新卒者限定）
借入利率	○ 変動金利とします。 お借入時の利率は、3 月 1 日、6 月 1 日、9 月 1 日および 12 月 1 日の基準金利（農協短期プライムレート）により、年 4 回見直しを行い、4 月 1 日、

	7月1日、10月1日および1月1日から適用利率を変更いたします。 お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利（農協短期プライムレート）により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。 ○ お借入利率には、年0.69%の保証料を含みます。 ○ 利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。
返済方法	○ 元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、10万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。 ○ 新卒者の方に限り、借入申込期間が10月～翌年3月までの申込で、かつ、返済開始月が翌年4月または5月の場合には、元金据置払をご利用いただけます。（但し、就職前6カ月以内とします。）
担保	○ 不要です。
保証人	○ 当JAが指定する保証機関（株式会社ジャックス）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。 ただし、株式会社ジャックスが必要と認めた場合は連帯保証人を徴求いたします。
手数料	○ ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。 全額繰上返済の場合... — 円 一部繰上返済の場合... — 円 ○ ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は1円の条件変更手数料（消費税等含む。）が必要です。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA支店または金融部（電話：0172-28-1121）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ○ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249） 仙台弁護士会（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JA

	バンク相談所にお申し出ください。) 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・ 現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。 ・ 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記ＪＡバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。
その他	○ お申込みに際しては、当ＪＡおよび当ＪＡが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○ 印紙税が別途必要となります。 ○ 現在のお借入利率やご返済額の試算については、当ＪＡの融資窓口までお問い合わせください。

ＪＡつがる弘前